

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 205 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 205 回金融商品専門委員会（2023 年 8 月 28 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における金融資産の条件変更に関する開示の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

### 聞かれた意見

2. 金融資産の条件変更に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定めを取り入れないとする事務局提案に異論はない。また、銀行法及び再生法に基づく債権に関する開示について、会計基準に取り入れないとする事務局提案についても異論はない。
3. 銀行法及び再生法に基づく債権の開示については、当局と事務局とで適宜コミュニケーションを取って進めていただきたい。
4. 会計基準では、金融機関が一般目的の財務諸表において銀行法及び再生法に基づく債権の開示を任意に行うことは妨げていないことを結論の背景に記載してもよいと考える。

以 上